

4 よくあるお問い合わせ

Q：申請書はどこでもらえるのか。

A：県ホームページからダウンロードできるほか、秋田県庁第二庁舎1階ホール、各地域振興局で入手できます。

※1ページをご覧ください。

Q：『主たる業種が飲食業』とは、どういうことか。

A：事業収入のうち、飲食業による収入が最も多い場合です。

Q：県外の法人や住民票が県外にある場合は対象になるか

A：秋田県内で飲食業を営んでいても、令和3年1月1日において、本店登録地や住民登録地が県外の場合は対象外です。

Q：食料品製造業を営んでいるが、『主たる業種が飲食業』に該当するか。

A：該当しません。本支援金において、飲食業とは日本産業分類の中分類における【M-76飲食店】、【M-77持ち帰り・配達飲食サービス等】です。

Q：市町村県民税の申告しかしていない場合はどうなるか。

A：市町村県民税の申告をしている方は、その申告書の写しと売上台帳の写しでも申請可能です。

Q：売上台帳を紛失したため、毎月の売上高が分からない。

A：台帳の紛失により、本申請に必要な売上高を正確に確認することができない場合は、レシートや領収書（控）などをもとに、改めて台帳を作成の上、必ず添付してください。

Q：確定申告書（控）および青色申告決算書（控）を紛失した。
どうすればいいか。

A：確定申告書（控）等は税務署で入手できます。市町村県民税の申告書を使用する場合は、住所地の市役所・町村役場の税務部署で同様に入手できます。

Q：複数の店舗を経営しているが、対象となるか。また、店舗によって売上高の減少率が違う。この場合、店舗ごとに判断するのか。

A：主たる業種が飲食業であり、事業全体の売上高が50%以上減少していれば対象となります。また、減少率については店舗単位ではなく事業者単位で判断します。

Q：2021年になって事業拡大をしたため、事業全体の売上高の減少率は50%未満である。しかし、売上高に対する影響は出ているので対象となるか。

A：拡大後の事業全体の売上高で判断しますので、対象とはなりません。

Q：既に対象月の前年の売上高が新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、売上高の比較ができない。

A：前年の売上高との比較が適当でない場合は、前々年の同時期の売上高と比較し、売上高が50%以上減少していれば対象となります。

Q：2020年4月に創業したが対象となるか。

A：2020年1月から4月までに創業した場合においても、対象月の売上高が50%以上減少している場合は対象となります。
※創業した証明（開業届や法人設立届の写し等）を添付してください。

Q：事業承継（個人事業主）により、対象月と前年の事業者名が違う。

A：事業承継を証明できる書類（廃業届および開業届）を添付できる場合は、前事業者の売上高と比較することができます。

Q：個人事業主から法人化した場合でも対象となるか。

A：対象となります。ただし、個人事業主時代の売上高と法人の売上高を比較します。

※法人の設立を証明する書類（法人設立届や登記等）を添付してください。

Q：複数の法人が合併した場合でも対象となるか。

A：対象となります。ただし、合併前の法人の売上高の合計と、合併後の法人の売上高を比較します。

※法人が合併した証明（履歴事項全部証明書等）を添付してください。

Q：パソコンや書類作成が不得意で、申請出来ない。

A：様々な事情で申請が困難な方向けに、次の場所に面相談窓口を開設しております。このほか、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会でも完全予約制により、ご相談を受け付けております。

秋田県飲食店緊急支援金事務局

(5月10日(月)～8月31日(火))

場 所：秋田市大町3-4-1 マニュライフプレイス秋田3階

連絡先：018-895-5124

時 間：月～金曜日（祝日除く）、午前9時30分から午後5時30分まで

※1回30分以内での相談となります。

※完全予約制です。事前にご予約の上ご来場ください。

また、来場の際には、添付書類を必ずご持参ください。